

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名:

指名停止業者名	住 所
① アルフレッサ株式会社 法人番号3010001027880	東京都千代田区内神田1丁目12番1号
② 株式会社スズケン 法人番号1180001017009	愛知県名古屋市東区東片端町8番地
③ 東邦薬品株式会社 法人番号5010901023507	東京都世田谷区代沢5丁目2番1号

2. 指名停止措置期間: 令和3年2月1日から令和3年5月31日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲: 全国

4. 事実概要:

公正取引委員会は、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下、「地域医療機構」)が発注する医薬品の入札談合事件について犯則調査を行ってきたところ、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、令和2年12月9日、アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社の3社並びに前記3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた7名を検事総長に刑事告発した。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるアルフレッサ株式会社、株式会社スズケン及び東邦薬品株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)